

議案第75号

天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について

次のとおり天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決（昭和58年3月3日議決）の一部を変更し、平成25年4月1日から適用することについて、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変更後		変更前	
関係市町	負担すべき金額	関係市町	負担すべき金額
倉吉市		倉吉市	

三朝町
湯梨浜町
北栄町

排水 1 立方メートルにつき 91円

三朝町
湯梨浜町
北栄町

排水 1 立方メートルにつき 93円